

朝来市有林 J クレジット販売要領

(趣旨)

第1条 この要領は、朝来市が朝来市有林森林管理プロジェクトにより取得したオフセット・クレジット（以下「朝来市 J クレジット」という。）を、カーボン・オフセットに取り組む事業者、団体、個人等（以下「事業者等」という。）に販売することについて必要な事項を定めるものとする。

(購入者の募集等)

第2条 市長は、朝来市 J クレジットの購入について募集するものとする。

2 朝来市 J クレジットの販売は、市が保有する数量の範囲内で行うものとする。

(購入の申請)

第3条 朝来市 J クレジットの購入を希望する者（以下「購入希望者」という。）は、朝来市 J クレジット購入申請書（様式第1号）を市長に提出しなければならない。ただし、次に掲げる事業者等は、申請の対象外とする。

(1) 朝来市暴力団排除条例（平成25年朝来市条例第36号）第2条に規定する暴力団または暴力団密接関係者

(2) その他この事業の適正な実施ができないと認められる事業者等

2 市長は、前項による申請があった場合で必要と認めるときは、購入希望者から朝来市 J クレジットの使用に関する資料の提出を求めることができる。

3 最低販売量は1トン（t-CO₂）とし、1トン（t-CO₂）単位で販売するものとする。

4 販売単価は別表のとおりとする。

(購入者の決定)

第4条 市長は、前条の申請があったときは、先着順に申請内容を審査の上、朝来市 J クレジットの使用に関する妥当性について確認し、購入者を決定する。

2 市長は、前項の規定により購入者を決定したときは、決定した購入希望者に対し朝来市 J クレジット売払通知書（様式第2号）により通知するものとする。

(購入代金の納付)

第5条 購入者は、朝来市 J クレジットの購入代金を、市が指定する期日までに、市の発行する納入通知書により納入しなければならない。

(朝来市 J クレジットの移転)

第6条 市長は、購入代金の納入を確認した後、オフセット・クレジット（Jクレジット）登録簿の操作により市の保有口座から購入者が指定する口座へ購入したオフセット・クレジット（Jクレジット）の移転手続を行うものとする。

2 市長は、購入者が口座を保有しないとき及び口座を指定しないときは、オフセット・クレジット（Jクレジット）登録簿上のクレジットについて無効化を行い、Jクレジット制度事務局に対して無効化通知書の発行を依頼するものとする。

(報告)

第7条 市長は、購入者に対して、朝来市Jクレジットの使用内容についての報告を求めることができる。

2 前項の求めを受けた購入者は、購入した朝来市Jクレジットの使用内容について、市長に報告しなければならない。

(販売の委託)

第8条 市長は、朝来市Jクレジットの販売に係る業務を委託することができる。

(裁判管轄)

第9条 この要領に定めることに関し、裁判上の紛争が生じた場合は、兵庫県朝来市を管轄する裁判所を合意管轄裁判所とする。

(協議)

第10条 この要領に定めない事項について疑義が生じた場合は、市長と購入者双方が誠意を持って協議し、解決を図るものとする。

(その他)

第11条 この要領に定めるもののほか必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この要領は、令和5年4月4日から施行する。

別表（第3条関係）

販売数量	販売単価
10t-CO2 未満	8,800 円 (税込) /t-CO2
10t-CO2 以上 100 t-CO2 未満	6,600 円 (税込) /t-CO2
100t-CO2 以上	5,500 円 (税込) /t-CO2

年 月 日

様

朝来市長

朝来市Jクレジット売払通知書

朝来市Jクレジットの購入について、次のとおり決定したので、朝来市有林Jクレジット販売要領第4条第2項の規定により通知します。

申請年月日	年 月 日
売払決定量	t-C02
売払単価	円（うち消費税額 円）／t-C02
売払金額合計	円（うち消費税額 円）